

# 公益社団法人日本コントラクトブリッジ連盟

## 第4回会員総会議事録

1. 日 時：平成27年（2015年）5月30日（土）午前10時～12時20分
2. 会 場：東京都新宿区四谷一丁目13番地 虎ノ門実業会館四谷ビル2階  
四谷ブリッジセンター
3. 出席会員：175名（内委任状提出者144名、会員数262名）
4. 出席役員：理事：細田博之、鳩山勝郎、大橋正幸、兼岩芳樹、ロバート・ゲラー、齋藤陽子、  
中谷忠義、吉田正  
監事：神代高弘、成田秀則
5. 議事の経過及び結果  
細田博之会長を議長に、議案を逐一審議した。

第1号議案 平成26年度の公益社団法人日本コントラクトブリッジ連盟事業報告、貸借対照表、正味財産増減計算書並びに財産目録について  
議長は事業報告の後、上記財務諸表につき監事の監査報告を要請したところ監事からこれらの財務諸表は何れも適法正確である旨の監査報告があった。  
事業報告書の「錦糸町ブリッジセンターの問題について」の記述が不十分であり、当該箇所を分離して決議すべきという意見が出されたが、事業報告書を部分ごとに審議することは適当でないと判断し、原案のまま挙手による採決を行った。その結果、賛成136名、反対37名、棄権2名を以て原案通り可決した。

第2号議案 平成27年度の事業計画並びに予算案について  
議長から平成27年度の具体的な事業計画並びにこれに伴う正味財産増減予算案について報告があり、これを了承した。

第3号議案 錦糸町ブリッジセンターについて  
本議案審議に先立ち、錦糸町ブリッジセンター問題について会員・会友に多大な迷惑をかけたことについて、理事一同より陳謝があった。また、2010年以降の連盟役員在籍者に対して拠出金の要請を行ったことについて報告があった。  
主な質疑応答の内容は以下のとおり。  
問：このような問題を今後発生させないためにどのような方策を考えているか。  
答：例えば、これまで財産目録の公認クラブ勘定の欄には合計金額のみを記載していたが、昨年度末から残高の大きいクラブの残高を個別に記載するようにした。また、今年度より月末のクラブ勘定の残高を毎月報告するようにしている。  
問：非営利団体では分掌規程などが抜けがちになってしまい、事故が起こると初めて問題になる。外部に依頼して、分掌規程、会計基準などを整備してはどうか。  
答：公益社団法人移行の際に外部に依頼して組織規則を編成したが、外部の規則を連盟向けに編成した物であるため、今後内容の検討を行いたい。  
問：未収金の弁済は事務局長に全額負担させてはどうか、また、会計監査人の責任も考えられる。別の監査法人への移行を考えてはどうか。  
答：一般的に横領などの場合は全額本人に請求するが、業務上発生した損失は担当者に請求することは行わない。会計監査人については今後検討する。  
なお、本件に関し、宮内顧問弁護士より会計監査人の解任及び選任の発議は監事によると説明があった。

問：特別調査チームからの報告書については中間報告までしか発表されていないが、最終報告を発表する計画について教えてほしい。

答：最終報告は5月20日に理事会に提出されているため、内容を検討の上、理事会としての文書を作成し、夏までには公表したい。

問：錦糸町ブリッジセンターのマネージャー堺氏の話は把握しているか。

答：堺氏は自己破産の手続きのために代理人の弁護士を指名しているが、担当の弁護士によるとまだ自己破産の手続きに入っていない。堺氏本人が病気で入院しているため、手続きを取りやめることはない。

問：堺氏本人の会費については錦糸町ブリッジセンターの未収金に含まれているはずだが、会員資格についてはどのような扱いになっているか。

答：錦糸町ブリッジセンターが預かった他の会員・会友会費と同様にクラブ勘定に含まれている。クラブ勘定の請求をした時点で更新手続きを行っているため、今年3月までは更新済の扱いになっている。

以上により本日の議事を終了し、議長は今後の協力方を懇請して午前12時20分に閉会を宣した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、議長及び出席した理事は記名押印する。

平成27年5月30日（2015年）  
公益社団法人日本コントラクトブリッジ連盟  
第4回会員総会

議長

細田 博之

出席理事

鳩山 勝郎

大橋 正幸

兼岩 芳樹

ロバート・ゲラー

齋藤 陽子

中谷 忠義

吉田 正

本議事録の作成に係る職務を行った者の氏名  
公益社団法人日本コントラクトブリッジ連盟  
事務局長代行 清水 映樹